利用者急増中

# 相続証明制度

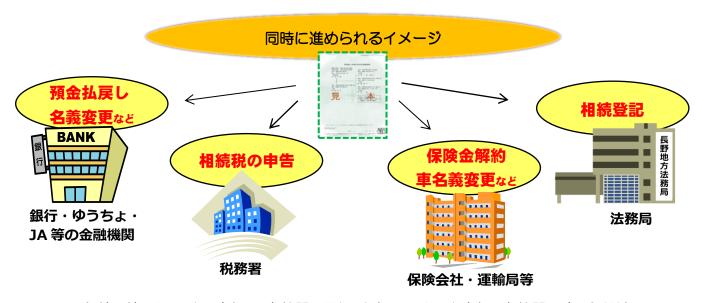


をご存知ですか?

相続手続が発生したら「相続証明制度」をぜひご利用ください



相続証明制度に関する手続は専門家に依頼することもできます!



※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご照会ください。

※戸籍謄本等は、市町村窓口で取得する必要があります。

🕤 法定相続情報証明制度の詳しい手続きは をご覧ください。

法務局ホームページ



長野地方法務局

問合せ 026-235-6611

ホームページ | http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano

# 祖徳書記は済んでいますか?

# 相続登記をしないで放っておくと...



- ▲ 不動産を担保に融資を受けられない
- **▲ 相続人の確認に時間や費用がかかる**
- ↓ 重ねて相続が発生すると権利関係が複雑に なり、連絡がとれない相続人が出てくる
- **↓ 空き家の管理・利活用ができない**



相続登記の登録免許税が免税される場合があります。

~詳しくは法務局ホームページをご覧ください。~

耳より情報です

法務局では.

司法書士会、土地家屋調査士会と連携し、相続登記の促進、空き家対策のサポートに努めています。

## 長野県司法書士会

■常設電話相談 電話相談を毎日(※祝日等を除く)無料で実施しています。



登記手続(不動産) 毎週(月)~(金) 026-232-9110

受付時間 12:00~14:00

相 続 毎週(月)~(金) 026-232-6110

■相続登記無料相談

毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」として、 県内各司法書士事務所にて無料相談を実施しています。

■県下一斉無料法律相談

毎年10月を法の日月間とし、県下約100箇所に相談所を 開設して<mark>面談による無料法律相談</mark>を実施しています。 ※相談会場については、長野司法書士会**3**026-232-7492へ

お問合せいただくか、同会のホームページ (http://www.na-shiho.or.jp/)をご覧ください。

■「相続証明制度」も取り扱っています。

## 長野県土地家屋調査士会

能界問題で ったときは

■筆界特定・境界ADR合同相談会の開設(ご相談は無料です)

1 相談会場及び相談日時

(1) 長野地方法務局・・・・・毎月第3木曜日

(2) 長野地方法務局松本支局・・・偶数月第4木曜日

※①PM2時~PM3時②PM3時~PM4時③PM4時~PM5時の各1時間単位 ※相談日の前々日(火曜日)までに予約が必要です

2 相談の予約先

長野地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 ○ 026-235-6642

3 相談員

法務局職員,土地家屋調査士

その他, 土地・建物に関する事例のご相談は土地家屋調査士会まで (☎026-232-4566)

### 長野地方法務局

http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/